平成２７年（フ）第１０５４号
千葉県市川市高石神19番10号　（シティハイムオメガ103号）
債務者　原　　真美
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１０５５号
千葉市中央区稲荷町２丁目３番23号　マルショウビル302号
債務者　北川浩太郎
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１０６５号
千葉県市川市南行徳１丁目３番27―302号（ミングルヤジマ）、申立時の住所千葉県市川市新井３丁目６番５―203号（ベイサイドアーベント）
債務者　熊井　優花
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１０７４号
千葉県市原市八幡北町２丁目11番地９　グランボア市原302
債務者　赤羽　政二
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１１２３号
千葉県船橋市馬込町804番地28　パールハイツ馬込沢101号
債務者　渡邉　浩通
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１１３４号
千葉県浦安市富士見３丁目20番４号　カーサ薫（203）
債務者　河邉　優子（旧姓倉本）
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第４５３号
川崎市川崎区桜本２丁目２番17―408号　川崎ハイタウン
債務者　濱中　彩織
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第５３２号
川崎市宮前区白幡台１丁目13番地12　ローレル白幡　303
債務者　島田　一也
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第５８７号
川崎市川崎区貝塚２丁目４番４号　フォーブル貝塚　Ａ―103
債務者　田邊　芳幸
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第５９４号
川崎市川崎区本町２丁目10番地17　シティマンション川崎　702
債務者　内田　信也
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第６２６号
川崎市川崎区大島３丁目37番14号　ハイツ大輪　202
債務者　東原　　憲
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第６３３号
川崎市中原区井田３丁目７番19号　ピアライフ、前住所川崎市高津区蟹ヶ谷３番地７蟹ヶ谷槍ヶ崎住宅　３―104
債務者　山口美佐江
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第６３６号
川崎市幸区戸手本町１丁目123番地　中塩ハイツ　102
債務者　大城　健次
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第６７３号
川崎市川崎区大島４丁目２番２―202号　大島マンション
債務者　澤田　　剛
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１号
川崎市高津区諏訪１丁目10番26号　105
債務者　田浦　英子
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第４７１号
相模原市南区桜台１番12号　ミルトンキーンズ桜台301
債務者　福田　吉男
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第４７２号
相模原市南区桜台１番12号　ミルトンキーンズ桜台301
債務者　福田由美子
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部